

みやざきブランド農産物等のプロモーションに関する業務委託仕様書

1 業務の名称

みやざきブランド農産物等プロモーション

2 業務の目的

みやざきブランド農産物である宮崎牛、完熟きんかん及び日向夏等の県産品の認知度向上と需要を喚起するため、首都圏の宮崎牛指定店並びに情報発信力のある人気飲食店等と連携したメニューフェアを開催し、ブランド価値の向上と販売促進を図る。

3 委託期間

委託契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) 進捗管理、参加店との連絡調整等

- フェア全体の計画策定、進捗管理
- 飲食店の取りまとめ、連絡調整、サンプル提供

(2) 産地視察の実施

- シェフ等による産地視察の実施（最大2回・2店以上）

(3) フェアの実施

- 令和8年1～3月に、首都圏の飲食店(20店舗以上)で、みやざきブランド農産物等を使用したメニューを提供する。
- 食材は、みやざきブランド認証商品（宮崎牛、完熟きんかん、日向夏等）を必ず使用し、必要に応じて県産の農林水産物・食品を使用する。

(4) 効果的なPR

- 各種メディアを活用した情報発信を実施する（プレスリリース、SNS広告等）。
- 特に、宮崎牛はインバウンド需要の獲得に繋がるようPRを工夫する（外国人向けノベルティの提供、ホテルコンシェルジュへの情報提供等）。
- みやざきブランドアンバサダーなどインフルエンサーを活用したPRを実施する。
- 県や関係団体のSNSと連携したPRを実施する。

(5) 報告書の作成

- メニュー内容（写真）、参加店の評価やお客様の反応等を整理。

5 成果物

- (1) 報告書 印刷物 1部 (電子ファイルは e-mail で送付)
- (2) 提出期限 令和8年3月13日(金)
- (3) 提出場所 宮崎県総合政策部東京事務所(郵送または持参)
e-mail アドレス myz-tokyo@pref.miyazaki.lg.jp

6 注意事項

- (1) 成果物の権利は、県に帰属する。
- (2) 業務の実施に当たっては、県と十分に連絡を取りながら行う。また、本仕様書に疑義が生じた場合、又は定めのない事項は、別途協議する。